

第3回愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議 議事録

平成22年10月12日（火）

午後1時30分から午後3時30分

愛知県自治センター 8階D会議室

【事務局】

それでは定刻前でございますが、皆様お揃いでございますので早速第3回愛知県教育振興基本計画検討会議を開催させていただきます。

私は進行係を務めさせていただきます教育委員会総務課教育企画室室長補佐の横井と申します。よろしくお願いたします。それでは開催に当たりまして加藤教育次長から御挨拶を申し上げます。

【教育次長】

教育次長の加藤でございます。検討会議の開催に当たりまして主催を代表して一言御挨拶申し上げます。委員の皆様方には、日頃から本県の教育行政の推進に御理解と御支援、御協力を賜っておりまして厚く御礼申し上げます。

この教育振興基本計画検討会議でございますが、本日は第3回ということでございます。5月の第2回会議で骨子案をお示しし、ほぼ5ヶ月が経過しますが、この間この会議の下にございます2つの部会で、7月から8月にかけて重点施策として取り上げました取組事項について集中的に御議論をいただきました。座長の中野先生、副座長の今川先生にはとりわけお暑い中、それぞれの部会長として精力的に部会での議論についてとりまとめをいただき、ありがとうございました。

本日は、これらの部会等の議論を踏まえまして事務局で作成しました計画の素案について御議論をいただきたいと考えております。

なお、現時点では名称につきましては、資料の1にございますように「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」という形で行くのかなと考えております。副題として「愛知県教育振興基本計画」という名称をつけてということでございます。このあたりにつきましても御意見を賜ればと考えております。

変化の激しい時代にありまして教育や子どもたちを取り巻く環境は、必ずしも明るい面ばかりではありません。むしろ難しい状況が現れているというような思いもいたしております。そうした中で子どもたちが明るく、健やかに育ち将来の愛知を支える人として成長していった欲しいという思いがございます。そうした中で教育振興基本計画を介して幅広い県民の皆様が一体となって教育に携わっていただく、あるいは関わっていただくことで、皆様方であいちの子どもたちを育てていくという気持ちを共有していくことになればと考えているところでございます。

どうか委員の皆様方もご忌憚のない御意見をいただきまして、この検討会議を実りあるものにし、この計画が実りあるものになりますように御支援を賜りたいと思っております。どうぞ宜しく御審議を賜りますようお願いいたします。冒頭に当たっての挨拶にさせていただきます。

宜しくお願申し上げます。

【事務局】

それでは中野座長様より、御挨拶をお願いしたいと思います。

【座長】

皆様、こんにちは。愛知淑徳大学の中野でございます。

今回、第3の回愛知県教育振興基本計画検討会議ということでございます。これまで5月の第2回の会議以降両部会でいろいろ検討されてきました。第2部会は今川委員にお願いしてそれぞれが2~3個のテーマに沿っていろんな意見をいただき、7月・8月と暑い中いろいろな意見をまとめていただきました。その結果をもとに事務局で今回出ささせていただいております基本計画の素案を作成し、本日提出させていただいた次第です。

最初に案について、説明いただいて、それから御意見をいただくという形で進めてまいりたいと思います。子どもたちが元気で将来を豊かに過ごせる愛知の教育という形でまとめが進んでいけばいいのではと思っておりますので、どうぞ忌憚のない意見をいただきたいと思っております。簡単ですが最初の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

資料確認省略

それではこれ以降、議事の取り回しにつきましては、中野座長様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【座長】

よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今日は傍聴人の方がみえます。傍聴人の方には傍聴人心得の事項をお守りいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入りたいと思っておりますが、愛知県教育振興基本計画素案について、事務局から御説明をお願いします。

【教育企画室長】

愛知県教育委員会教育企画室長の松下でございます。

それでは議題の愛知県教育振興基本計画素案につきまして、御説明させていただきます。

先ず、資料1の素案に入ります前にこれまでの部会での意見をまとめておりますので、資料2を御覧いただきたいと思っております。5月21日に開催されました第2回の検討会議におきまして骨子案を説明いたしまして、委員の皆様方からいろいろ御意見をいただいたところでございます。

その後、骨子案でお示しました12項目の重点的な取組事項がございましたが、これをテーマとして7月から8月にかけて、1ページにありますように第1部会と第2部会を3回ずつ開催しましてご覧のテーマで12項目について検討を行ってきたところでございます。その中でいただきましたおもなご意見を資料2としてまとめたものでございます。

早速ですが資料2をご覧いただきたいと思っております。先ず2ページをご覧いただきたいと思っております。ここでは7月12日に開催しました第2回の第1部会ですが、ここでのテーマの「学習意欲の向上と確かな学力の育成」でございます。①、②で少人数指導など教職員の配置の充実を求める意見、あるいは③にありますように教員の多忙化への対応を求める意見がございました。また、④、⑤にありますように団塊世代の大量退職を念頭にいた教員の資質の向上を求める意見、あるいは⑥にありますように地域人材の活用効果をあげるといった意見もございました。さらに⑧のように学びの意義あるいは楽しさを子

どもたちが自覚できるような工夫が必要であるというような指摘もございました。

次にその下の「特別支援教育の充実」でございますが、①、③にありますように小・中学校、高等学校での特別支援教育の充実に関する意見、あるいは④の養護学校の過大化の解消を求める意見がございました。また、⑤の障害のある方が学校を卒業した後に地元で生活するためには市町村の役割が大きく、県としてもこうした市町村にバックアップをして欲しいという意見もございました。

次に7月23日開催の第3回第1部会でございますが、「生涯学習の支援」につきましては、①でインターネットを活用した講座の開催とか②の団塊の世代の技術や知恵を生かす取組などの提案がございました。また③、④にありますように子育て支援の取組を求める意見もございました。3ページを御覧いただきたいと思います。⑤では例えば児童虐待が起こってしまった家庭への対応についての問題を提起する御意見もございました。さらに⑥にありますように現在本県で推進しております総合型地域スポーツクラブの運営について県からの支援が必要であるという意見もございました。

次に「信頼される学校づくり」についての意見でございます。①から③にありますようにさまざまなかたちで学校の外部の方々が学校教育活動に参加するということで、学校の実情を理解してもらうことが出来るのではないかという意見でございます。また④にありますように教員に多様な人材を登用して欲しいという意見や⑥にありますように、学校現場の先生からは学校施設の整備についての要望もございました。

⑦、⑧では学校教育は地域や保護者の方々との連携が必要であるといった意見がございました。

次に第4回第1部会でございますが、「キャリア教育の充実」ということで意見交換をしていただきました。①ではキャリア教育だけに留まらない教育全体についての御意見ですが、新しい計画に子育ては社会全体で行うという意味でのメッセージ性が必要であるという御意見もございました。③、⑤では特別支援学校における職場体験の取組について前提となる障害への理解が必要であるという意見がございました。⑥ではキャリア教育コーディネーターの活用についての意見もございました。⑦では小学校段階からキャリア教育が必要であるという意見もございました。

次に「多文化共生を推進する教育の充実」ですが、①、③では言葉の問題だけではなく文化とか価値観の違いをどのように克服していくかという問題提起でございます。④は外国人児童生徒が多いということは多文化共生を推進する教育を進めるチャンスであるというように捉えるべきであるという御意見です。また⑤にありますように外国語に堪能な教員の選考や⑥にありますように外国人児童生徒の保護者の理解を深めるような施策についての提案もございました。

次に「いじめ・不登校等への対応の充実」ですが、①では発達段階に応じた取組を工夫してはどうかという意見もございました。また、③のスクールカウンセラーの有効性についての意見、あるいは④の早期発見、早期対応が必要であること。また、こうしたことにスクールカウンセラーが有効であるといった意見もございました。

⑥では、学校が子どもたちにとってよい居場所となるような取組についての御意見もいただきました。一方⑦にありますように不登校の原因は、様々であるとともに対応方法も様々でございますので、こうした工夫はいろいろしているものの、全部を解決するのは、なかなか難しいという意見も一方ございました。

次に第2部会で出されました主な意見でございますが、第2回の「道徳性と社会性の育成」ですが、①にありますように県民一丸となった取組が必要であるといった意見もございました。②では大人に対して働きかけも必要であるという意見もございました。⑤の道徳授業の公開も同様の趣旨からのご意見もございました。また③にありますように家庭教育が大切であるという御意見もございました。④では

学校での道徳教育の内容の充実につきましての意見、⑥にありますように県立学校では道徳教育を推進していこうという機運が高まっているというお話もございました。⑨にありますように地域の大人との関わりが必要であるというようなことや、⑩にありますように現在の若者というのは社会貢献への意欲が高いということからこうした若者を対象とした取組への御意見もございました。

次に「基本的生活習慣の確立と健やかな心と体の育成」ですが、②の栄養教諭の役割の重要性についての御意見、あるいは④、⑤のように教育効果の高い時期に実施をするということが必要であるというご意見もございました。また⑨、⑩、⑪にありますように学校外での体力づくりの取組を推進すべきであるという御意見もいただいております。

次に第3回第2部会での御意見でございます。

「生涯学習の支援」についてですが、このテーマにつきましては、第1部会と第2部会の両方で御意見をいただいております、これからご紹介するのは第2部会での御意見でございます。

①、②でございますが、県内の多くの社会教育施設をもっと活用することが必要であるという御意見でございます。また⑤にありますように虐待について取り上げる必要があるとの御意見もいただいております。

次に「幼児教育の充実」についてですが、②、③で保護者以外の祖父母や兄弟の家庭教育への関わりについての御意見でございます。④では社会全体での取組を提案するという御意見でございます。また⑥にありますように小学校と幼稚園・保育所の交流を促進するという取組について御意見をいただいております。

次に第4回第2部会でございます。「伝統文化を尊重する心や文科芸術を理解し創造する力の育成」では、①にありますように芸術文化への理解は相互理解や交流ができる人材を育てていくことにつながるという御意見でございます。また③、④、⑤にありますように文化財の保存活動や伝統文化の継承の重要性を指摘する御意見がございました。

次に「環境学習の充実」では①、②にありますように学校教育でのさまざまな場面での取組を期待する御意見がございました。

次の8ページの「信頼される学校づくり」についてですが、このテーマにつきましても、第1部会と第2部会の両方で議論をしていただいて御意見をいただいております。これからご紹介するのは第2部会での御意見でございます。②、③でございますが、地域に根ざした学校づくりという観点から中学校における職場体験の事業であります「あいち出会いと体験の道場」あるいは高等学校の愛知スーパーハイスクールといったものは有効な取組であるという御意見でございます。④、⑤では教員研修のあり方についての御意見でございます。⑥、⑦、⑧は文化芸術の関係でございますが、⑥は美術科の正規教員が少ないという御指摘でございます。⑩、⑪、⑫につきましてはパソコン等情報機器について機器の整備だけではなく、活用方法の工夫が必要であるという意見でございます。⑬につきましては教育委員会での授業プログラムを蓄積して各学校で使ってもらう取組についての御提案でございます。

以上延べ6回に亘りまして開催した各部会でも出された主なご意見について紹介をさせていただきます。これらの御意見、御提案を踏まえながら新しい計画素案の策定作業を進めてきたところでございます。

それでは資料1の計画の素案について御説明をさせていただきます。

戻りますが資料1を御覧いただきたいと思っております。先ず、今回策定中の計画の名称でございますが、先ほど次長からも少しお話もありましたが、現在のところここにございますように「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」ということで、アクションプランという名称が教育関係者などの間で浸透して

きているというようなこともございまして、仮称でございしますがアクションプランⅡとしております。これについてはまた御意見をいただければと思っております。

目次を御覧いただきたいと思えます。本計画の構成でございしますが、先ず「はじめに」がありまして、次に「第1章 本県教育の基本理念・取組の視点・重点目標」があり、次に「第2章 具体的な取組の方向と施策の展開」、「第3章 魅力ある教育環境づくり」、「第4章 計画の推進」という構成を考えております。

それでは1ページを御覧いただきたいと思えます。

「はじめに」の1は、「計画策定の背景」でございします。ここでは計画の背景が書かれております。2の「計画の性格」ですが、この計画は教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興計画基本計画として位置づけをするとともに本県の地域づくりの羅針盤である「政策指針 2010-2015」の教育に関する部門別個別計画という位置づけをいたしております。なお3の「計画期間」でございしますが、平成23年度から27年度までの5年間を考えております。

2ページですが「第1章 本県教育の基本理念・取組の視点・重点目標」でございします。基本理念につきましては現在のアクションプランの基本理念であります「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現を継承してまいりたいと考えております。

次に3ページの2の「取組の視点」でございします。今後5年間あいちの人間像の実現をめざして以下の視点を重視して取り組んでいこうとしております。

先ず1つ目のマルの「家庭・地域・学校が主体性を持った取組と連携の強化」でございします。教育は、家庭、地域、学校など、多様な主体により行われるものです。それぞれが役割を自覚しながら相互に連携、協力していくよう取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目のマルの「すべてのライフステージで切れ目のない学びが可能となる環境づくり」という視点でございしますが、素案を読ませさせていただきます。

教育はそれぞれの成長段階だけで完結することなく、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校といった学校段階の連続性を踏まえ、生涯にわたる系統だった取組とすることや、次の成長段階を見据えた取組とすることにより、更に効果的な学習が期待できます。また、いったん社会に出た後も、様々な場で、新たな学びへの挑戦や、次の世代へ知識や技能を伝えていくことが重要です。そこで、生涯にわたって切れ目なく学習できる環境づくりに取り組んでいきます。ということでそれぞれのライフステージにおいて切れ目のない学びを可能にする、そうした環境づくりをしていきたいということでございします。

続きまして3つ目のマルの「県・市町村の役割分担を踏まえた連携・協力の推進及び民間の力を活用した教育の推進」でございします。地方分権の趣旨を生かして県と市町村の役割分担、連携・協力の内容を明らかにしていきます。さらに、市町村への情報提供を積極的に行うなど、市町村との連携・協力をさらに図っていくということでございします。また、昨今、行政に求められるサービスが拡大している中で、行政がその全ての公共的なニーズに直接対応していくことは困難になってきておりますので、民間の力の活用をして教育の推進にも取り組んでいくというふうと考えております。

以上の3点が取組の視点でございします。

次の4ページでございしますが、「3 重点目標」でございします。ここは全体を読ませいただきたいと思えます。

昨今の都市化や少子化に伴い、人と人との関わりや地域のつながりが希薄化する中で、社会全体の規範意識が低下したり、相手を思いやることができなくなってきており、次代を担う子どもたちが、善悪

をわきまえ、社会の一員としての責任感をもって十分に力が発揮できるようにしていくことが必要となっています。

また、経済のグローバル化が進展し、国際競争や技術革新が絶え間なく繰り返されるなど、変化の激しい時代を迎えており、社会がどのように変化しようとも、目的意識を持って自分の人生を切り拓いていける力や、自ら学び、深く考え、自ら問題を解決していこうとする力を育成していくことが求められています。

さらに、少子高齢化が進展し、平成 27 年には超高齢社会に突入していると見込まれる中で、県民一人一人が豊かな人生を送るため、生涯にわたり学び続けるとともに、その知識・能力を地域社会に還元することにより地域社会の活性化につなげていくことが求められています。

こうした教育を巡る現状と課題を踏まえつつ、取組の視点を重視して、今後 5 年間で重点的に取り組んでいく目標を次のとおりとします。ということで目標を 4 つ掲げさせていただいております。

目標 1 : 幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。

目標 2 : 発達段階に応じたキャリア教育を充実します。

目標 3 : 学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。

目標 4 : 豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。

この 4 つの目標を掲げていこうということでございまして、この目標につきましては、現状と課題あるいは昨年実施しました県政モニターアンケートの結果、あるいは部会での議論などを踏まえましてこの 4 つを定めたものであります。なお、5 月の第 2 回検討会議の際には重点項目ということで 12 項目をあげておりましたが、この 12 項目について部会で議論をしていただき、その後様々な検討を重ねてまいりました結果、重点事項として更に絞込みを行ったということで先ほど申し上げました 4 つの目標にしたものでございます。

次に 5 ページから 16 ページまででございますが、これは先ほど定めた 4 つの目標の現状と課題と取組にあたっての基本的な考え方と取組の方向を記述したものでございます。今回の素案にはお示しをしておりますが、4 つの目標ごとに数値などによる政策目標を定めるとともに、それぞれの目標を達成するために家庭・地域・学校で取り組んで欲しいことが、例えば目標 1 であれば家庭ではしつけをしっかりしましょうというような宣言あるいはメッセージのかたちで何か示していきたいと考えております。

また、6、7 ページ等にグラフが入っておりますが、こうしたものについても文中に配置してもう少し分かりやすく、見やすくしたいと考えております。

少し飛びますが 17 ページをお開きいただきたいと思います。17 ページからは先ほどの 4 つの目標の分野ごとの各論について記述しております。なお、各論の項目につきましては、第 1 章で定めました 4 つの重点目標ごとに関連のある項目についてここで整理したものでございます。

まず、目標 1 の「幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。」につきましては、17 ページの「(1)道徳性・社会性の向上」から「(6)安全教育の推進」まで 6 項目について記載してございます。

18 ページですが「(1)道徳性・社会性の向上」でございます。囲みの中は現状あるいはそれに伴う課題に取り組むにあたっての基本的な考え方などをまとめております。囲みの下の〔取組の方向〕を御覧ください。「道徳性・社会性の向上」に向けての具代的な取組の方向につきまして列記したものでございます。1 つ目のマルの、「幼児・児童生徒が主体的にモラルやマナーの向上に取り組むとともに、保護者への啓発を行い、子どもだけでなく大人も含めた県民の幅広い参加の下、社会全体でモラルの向上に取り組みます。」という方向性でございます。具体的には、保護者に対する啓発、子どもを始め大人を含め

た学校の児童生徒を含めた地域住民による交流・体験活動などさまざまな方法により社会全体での取組となるよう工夫していききたいという考えでございます。

次のマルの「学習指導要領を踏まえ道德教育の充実を図るとともに、県内の学校の取組を広く情報交換し、各学校の道德教育の質を高めます。」ということで、各学校での効果的な道德教育が展開できるよう道德教育支援のサイトを立ち上げるなど支援策を講じていききたいと考えております。

以下時間の都合もありますので主な取組の方向について、御説明させていただきたいと思っております。

20 ページの「(3)いじめ・不登校等への対応の充実」でございます。〔取組の方向〕の3つ目のマルを御覧いただきたいと思っております。引き続きスクールカウンセラーの配置の拡充と資質の向上を図ってまいります。また、5つ目のマルですが、「社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するために、地域の関係機関が連携したネットワークの構築に取り組んでいきます。」とありますが、今年からスタートしました子ども・若者育成支援ネットワークの構築を更に進めてまいりたいと考えております。

21 ページは「(4)幼児教育の充実」についてでございます。〔取組の方向〕の2つ目のマルでございますが、幼稚園・保育所等と小学校の接続がより円滑になるような取組を進めてまいります。22 ページ3つ目のマルでございますが、幼児期の教育のあり方について、本県としての指針を策定してまいりたいと考えております。

次に25 ページでは、重点目標2の「発達段階に応じたキャリア教育の充実」として3項目を取り上げております。

26 ページ「(1)キャリア教育の推進」についてでございますが、〔取組の方向〕の2つ目のマルにありますように「小学校の高学年において、愛知の誇るモノづくり職人から技を学ぶとともに生き方を感じ取る機会などを通して、自己の生き方を考える取組を行っていききたい。」と考えております。

3つ目のマルでは、「小・中学校、高等学校、特別支援学校の子どもたちが、自分自身の成長を確かめ、自らの将来について考えるための個々に応じたワークシートとして県独自のキャリア教育ノートを作成してまいりたい。」と考えております。

4つ目のマルでは、引き続き中学生の職場体験事業を進めていききたいと考えております。

5つ目のマルでは、高等学校につきましては普通科を含めて全ての県立高等学校でインターンシップの実施を推進してまいりたいと考えております。

次に28 ページの「(2)産業教育の充実」でございます。〔取組の方向〕の1つ目のマルで、「工業高等学校の中核となる総合技術高等学校を新設し、本県工業教育の一層のレベルアップを図り、モノづくり愛知を支える人材を育成してまいります。」

2つ目のマルで、「県立高等学校専門学科等の設備について、各学校の実情に応じた重点的な整備を行うなど、計画的かつ効果的な整備を図ってまいります。」

次に31 ページですが、目標3の「学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。」では、(1)から(7)までの7項目を取り上げております。

32 ページ「(1)個に応じたきめ細やかな指導の充実」についてですが、ここでは小・中学校の学力向上について取り上げております。〔取組の方向〕の1つ目のマルで、「国の教職員定数改善計画を踏まえ、きめ細かい指導を行えるよう少人数教育の充実を図ってまいります。」

3つ目のマルで、「児童生徒に、学ぶことの意義や楽しさを実感させるために、広く地域の人材やノウハウを授業で活用できるような支援を進めてまいります。」教員志望の大学生による学習チューターの派遣についてより多くの小・中学校で実施できるようその仕組みづくりを考えていききたいと思っております。

す。

33 ページでは、「(2) 魅力ある県立学校づくり」についてであります。〔取組の方向〕の1つ目のマルで、「多様な選択科目を設定したり、高度な知識・技術・技能を学べたりするなど学校の特色化・活性化を図り、魅力ある学校づくりを推進していきます。」ということですがこれまで設置してきました総合学科、コース制、総合選択制の取組の成果の検証と今後の対応の検討を進めてまいりたいと考えております。

3つ目のマルで、「昼間定時制課程の拡大や通信制課程も含めた複数部制の単位制高等学校など新しいタイプの学校づくりを検討してまいります。」

38 ページでは、「(6) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進」についてでございますが、〔取組の方向〕の1つ目のマルで、引き続き「日本語教育適応学級担当教員の配置や教育事務所への語学相談員の配置など、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備を図ってまいります。」

5つ目のマルで、「就学前の日本語学習を支援するため、全国で初めて本県が作成したプレスクールの実施マニュアルとモデル事業の成果を活用したプレスクールの設置の促進や、プレスクールと小学校との接続強化を図っていきます。」

次に39 ページでは、「(7) 特別支援教育の充実」についてでございますが、〔取組の方向〕の4つ目のマルで、「特別支援学校については、障害の特性に配慮した教育環境の整備、特別支援学校の適正配置など、本県が抱える様々な課題の解決に向けて、今後の本県における展望を明らかにした整備構想を策定していきます。なお、喫緊の課題であります知的障害養護学校の課題の解消につきましては、新設の養護学校の設置や市立の養護学校の設置の支援など順次取り組んでまいります。」

それでは、41 ページを御覧いただきたいと思っております。ここは重点目標「4 豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。」に関連して(1)から(7)までの7項目を取り上げております。

42 ページ「(1) 生涯学習の振興」の〔取組の方向〕の1つ目のマルで、「新たな「生涯学習推進構想」を策定してまいります。」43 ページ上から2つ目のマルで、「学んだことを社会に生かし、「新しい公」の担い手として地域で活躍できる環境づくりを進めます。」ということをごさいますて、子育てネットワークなど指導者の育成や総合型地域スポーツクラブの創設などの推進をしてまいります。

44 ページは「(2) 文化芸術の振興・伝統文化の保存・活用」についてでございます。2つ目のマルで、文化部活動の活性化を図るため高校生の文化の祭典であるアートフェスタの開催などを支援してまいります。

45 ページ1つ目のマルで、「県立の2大学の知的・文化的資源を活用した文科芸術振興を図ります。」、3つ目のマルで「朝日遺跡を広く県民に活用してもらえよう、展示施設の機能を充実し、地域の歴史や文化に親しむ機会の充実を図ってまいります。」

46 ページをお開きいただきたいと思っております。「(3) スポーツの振興」についてでございます。〔取組の方向〕の2つ目のマルで、「「愛知県版体力向上運動プログラム」を開発し、普及を図ってまいります。」

47 ページのマルで、国際的・全国的スポーツ大会の開催や支援をし、より多くの方がスポーツに興味や夢が持てるようにしていきたいと思っております。

次に50 ページをお開きいただきたいと思っております。「(6) 家庭教育の充実と子育て支援」についてでございます。〔取組の方向〕の2つ目のマルで、「親の子育ての悩みや不安を解消するために、子育てや家庭教育について学ぶ機会や情報の発信、相談体制の充実を図ってまいります。」ということで、企業等へ家庭教育の講師を派遣したり、家庭教育手帳やリーフレットの作成・配布などを行ってまいります。

5つ目のマルで、新しい試みとして「幼稚園児の保護者が、幼稚園の保育や行事の運営等に積極的に

参加することなどを通して、子育ての喜びや楽しさを実感し、家庭での子育てに活かしていく。」ということでございます。

55 ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、「第3章 魅力ある教育環境づくり」としまして、「1 幼児・児童生徒の安全・安心の確保」から「7 教育行政の推進」まで7項目を取り上げております。

56 ページ 「1 幼児・児童生徒の安全・安心の確保」についてでございます。〔取組の方向〕の1つ目のマルで、学校安全情報の共有化、広域ネットワークの効果的運用、児童生徒等見守りネットワークの活用により、地域や民間業者と一体となった見守り体制を強化してまいります。

3つ目のマルで、県立学校の耐震化を行うとともに、老朽化に対応した改修を行ってまいります。

57 ページを御覧いただきたいと思います。「2 教員の確保・適正配置と資質の向上」についてでございます。〔取組の方向〕の1つ目のマルで、「県内外でのPR活動による教員志望者の掘り起こしや、経験や実績が豊富な人材の採用を積極的に行うなど、より多くの優秀な教員を確保してまいります。」

3つ目のマルですが、「大学と共同で進めてきた新たな研修体系や効果的な研修方法によりまして教員研修を推進してまいります。」と考えております。

ざっとでございますが資料2および資料1の素案のご説明は以上でございます。

【座長】

ありがとうございました。これから御意見をいただきますが、この素案につきましては、部会等での議論を踏まえ、事務局では関係部局との検討も加味しながら素案を作成していただきました。時間の無い中で少し時間をとって説明いただきましたが、この時間の中でご意見がいただけない場合は、後日にもいただきたいと思っておりますが、出来るだけこの時間の中で多くの御意見をいただきたいと思っております。それでは、今説明をいただきましたので、御意見でも御質問でも結構ですのでいただきたいと思っております。

後藤委員さんが、御予定があり先に出られると聞いておりますので、先に御意見をいただきます。

【委員】

それでは、先に意見を言わせていただきます。5月に拝見した内容に比べるときちっとまとまってきて、分かりやすくなったかと思っております。

重点目標を4つに分けられて取り組む方向が具体的に示されたと思っております。道徳性・社会性の向上ということで、これは大事なことだと思っておりますが、ただ道徳性と掲げた場合、議論も価値観も多様化している時代に道徳性の中身をきちっとしていくことが必要と思っておりますが、今の段階で道徳性について県ではどこを強調したいのかお聞きしたい。それから産業教育とキャリア教育について、よく読めば違いが分かるかもしれないが、同じようにものづくりと書いてあったときに、その違いをどのように設定されているのかお聞きしたいと思っております。

【座長】

道徳性で強調したいことと産業教育とキャリア教育の違いについてのご質問でしたが、今、答えられる範囲で結構ですが、事務局から何か説明がありますか。

【教育企画室長】

一つ目の道徳についてですが、これまで学校等でいろいろ道徳教育が行われてきましたが、学校に対して道徳教育について強く求められておりました、学校の中で担うことも多々出てきておりますので、やはり家庭教育ということも含めて大人あるいは親御さんに対する取組をもう一度しっかりやっていたらどうかということも含めて、子どもあるいは保護者に対する PR をしっかり働きかけていきたいと思っております。

キャリア教育と産業教育ということですが、産業教育は専門性のある教育かなと思っております、キャリア教育は将来の自分を見つめて、自分がどのようになっていくか、将来を見定めて今後のこのことを考えていくというようなことを子どもたちにさせていただけるような、小さい時からそうした教育をその成長段階に合わせて、系統だっけて行っていきたいという考えでございます。

【教育次長】

道徳性という言葉についてであります、道徳という言葉の持つ意味をそんなに狭く捉えずに、道徳教育というだけではなく一般的な規範意識といったことも含めて提起させていただいております。例えば言葉の持つ意味をどういうふうな意味合いかということまでいってしまいますと、またひとつの問題になってしまいますので、ここでは社会で生きて行く上でのルールとか規範という意味合いも含め、道徳性とまでいうのがまずいということであれば考えなければなりません、わりと分かりやすくということを出させていただきます。

キャリア教育と産業教育については、私の受けとめ方かも知れませんが、工業教育というような従来の専門学科として直接社会につながるものについては、産業教育という意味合いで使っております、キャリア教育と言うと、児童生徒が幅広く仕事とか職業といったものに接近する、あるいはそういうことを意識できるようにしていくという、幅広い意味合いで計画の中では使おうかと思っております。

【座長】

全体にモラルの低下が言われている中で子どもと大人まで含めたモラルの向上を図るという意味で広く捉えようということだと思います。

【委員】

御説明ありがとうございました。道徳性ということを中心に打ち出していますので、今おっしゃった意味で了解しましたが、そのあたりはもう少しきっちり書いてもよいのかなと思ひ、質問させていただきました。親世代にもマナーの向上をということで理解しました。

二つ目のところは、キャリア教育という非常に新しい言葉と産業教育とか理数教育といういろんな言葉があり、初めて見るときにそれらのどちらが大きな概念でどちらが小さい概念かが整理できないところがあって、県民の皆様を示すときにそのあたりの整理をした方がよいのではと思ひ質問させていただきました。

【座長】

どなたでも結構ですので、御意見をいただきたいと思ひます。

【委員】

前回は申し上げましたが、教育については、100人がいれば100通りの意見がでてくる。多様化

する価値観の中で一つの計画を作り上げていくのは本当に大変な仕事だと思います。今回、時間をかけてようやくここまで来たのは座長さん、副座長さん、事務局の大変な努力があったものと敬意を表すところです。

市レベルでもそうですが、こういう計画は全体を読んでもなんとなく物足りない気がするのです。行政がこういうものを策定するとどうしてもそうになってしまうということで、もう少し具体的に言えば非常に慎重な表現をせざるを得ない。これまで手がけてきて道筋が明らかになっているものは、わりと明確に言えるが、これからやっていくことは推進するのか足踏みして時期を待つのかと言った様々な考えが働いて、全体に非常に苦労された表現になっているという感じです。

一つだけ例をあげれば資料1の32ページの「取組の方向」の1つ目に「国の教職員定数改善計画を踏まえ、・・・」とありますが、国の計画を踏まえと言っているが県としてどう踏まえるのか、それにもとづく県の具体性は今のところないのではと思います。また、57ページの「教員の確保・適正配置と資質の向上」の二つ目にも同じことが書かれています。「国の教職員定数改善計画を踏まえ～」と、後半の部分は少し違うのですが、このような言い方をされてしまうと学校現場として、それぞれ愛知県内でいろんな地域があって、各地域が抱えている問題の解決に向けて、有効な手立てとして教員の確保や適正配置を進めていくとすれば、もう少し具体的なものが出てこないのかなという印象を受けます。

例えば市のレベルでいうと県内どこでも同じルールでやられている。県としては、いたしかたないことかも知れませんが、もう少し柔軟に人事が出来るような工夫、余地が持てないものかと思います。難しいとは思いますが、何かないのかという気持ちでお話しを伺っていました。冒頭でも申し上げましたが、良くここまでまとめられたと思います。

【座長】

部会の方でも愛知県としての特徴をどう出すかについていろいろ意見が出ました。地域によってあまり格差が出ていけないし、その中でいかに特色を出していけるかについても意見が出ました。このようなことに基づいて、各市町村がどう連携していくかという問題がございますので、それぞれ特徴を出しながら、活用していくかという事を今後進めていく中で、いろいろアイデアを共有していくかという話も出ました。

そのようなことを含めて、ただいまの意見をいただいたので、柔軟な考えを持って、愛知県の特徴を出していけるよう進めていかななくてはなりません。

【委員】

前は欠席させていただいたので、議事録を見て意見を出させていただきましたが、資料1の3ページ「取組の視点」の一つ目の「家庭・地域・学校が主体性を持った取組と連携の強化」のところで地域では漠然としているので具体的にどこをさすのかということがあったと思います。また、連携の強化とうたっているがどのように連携していくのか、県の中でもいろいろな取組がありますので先進事例を見ながら、連携のコーディネイト機能を果たしている機関なり場所なり人なりを、もう少し明確化していく必要があるという話があったと思います。

「家庭・地域・学校がそれぞれ役割を自覚しながら相互に連携及び協力していくよう取り組んでいきます。」とありますが、そのために必要な今から取り組む5年の間に何が出来るかということを示す必要があるのではと思います。あまり具体的には書けないかと思いますが、例えば県では社会活動推進課が進めている協働ロードマップという考え方がありますが、中長期ビジョンを関係者で協議しながら

ーパーを作り、それを参考書のようにして各地域が話し合いをして連携を進めて行くということがモデル事業としてなされていますので、そういったことがどこかに反映できないものかと思いました。

【教育次長】

今の家庭・地域・学校の話に関しては、この「取組の視点」をどういう意味合いで位置づけるのかということも、今回はそこまで定義はしておりませんが、問題意識は十分持っております。

行政が作る教育プランとして具体的にこうしますという話はなかなか出来ないかも知れませんが、こういうプランとしてはどういう方向をめざす、あるいはどのようなことを期待しているかということは提起していきたいと考えています。

今言われた例えば先進的な事例がどういうふうにあるのか、そのときにコーディネートの人があるのかどうか、モデル的にどういうことが行われているのかと言った参考的な事例をここに載せて、それをベースにして地域の中での広がりを目指す、あるいはこの計画でめざす方向がより広がりのあるものとして展開出来るような形に出来たらと考えております。もう少しこのあたりは、膨らませることで考えていきたいと思っております。

今回は第2章の整理が先行してございまして視点とか目標のあたりも、もう少しご意見をいただきながら整理をしていけたらと思っております。

【座長】

具体的な中身がもう少しありますが、ここでは基本的な方向ということで動いていただいているということですので。岡本委員の御意見については考慮しながら進めているということですので。

【委員】

素案についてももう少し整理していただきたいことを3点申し上げます。

一つは道徳性・社会性のところですが、モラルの低下の問題で他人への対応が必要なことや、規範性・関係性をめぐって非常に混乱があるのは分かります。したがって5ページからの目標1の説明は、特に第3段落の「子どもたちは、学校や地域の温かい人間関係や連帯感の強い集団の中で、力を合わせて問題を解決したり、時にはぶつかり合ったりするなど、・・・」は非常に重要な指摘だと考えますが、ただそのことが第2章の施策の具体化にはあまり反映されていないという懸念を持ちます。後藤委員の懸念もそれに近いのではないかと思います。

座学の道徳教育では対応できないと思うので、集団の活動とか地域活動への参加であるとか、あるいはまちづくりや自治体への参加など具体的な社会的経験を積む中で、あるいは友達や大人との関係の中でいろいろな問題に突き当たって解決していく実践の中で道徳性・社会性が身についていくと思うと、もう少し実践的に道徳性・社会性をどう身につけていくかというプランが欲しいと思っております。書かれていることは恐らく今取り組んでいることがかなり取り上げられていると思っておりますが、それを少し統合してどういうふう子どもたち、あるいはおとな自身が育っていくのかということをして是非提案をしていただければと思います。

保護者や大人たちへの家庭教育の強調は、気持ちは非常に分かりますが、例えば東京大学の本田由紀さんの研究などでは、家庭教育の強調はむしろ逆効果だということが研究成果として出されております。つまり響かない保護者には何を言っても響かない。しかし過剰に反応する親はどんどん過剰に反応して、余計に子どもと親との関係が崩れていくということも指摘されているので、家庭教育の重視を宣伝する

ことがむしろ危険性があると思います。どのように道徳性・社会性を子どもも大人も身につけるかという
ことについて、新しい視点を出していただければと思います。

二つ目は貧困問題への対応というか、今後の懸念に対する危機感にもう少し沿った提起をしていただ
ければと思います。例えば外国人の子どもの問題も触れていただいています、具体的な地域での外
国人の子どもたちの状況を見ると高等学校への進学問題は勿論ありますが中学校への就学であるとか特
に過年度の子どもたち、15歳を超えた子どもたちが中学校の教育を受けることが非常に困難です。しか
し実際にはそうした子どもたちがいずれ成人して愛知県の地域社会の中で働いていくわけですから、そ
れを放置しておいては非常にまずいと思います。

この中では就学の状況を調査すると書かれています、実際今何が一番困っているのかということに
ついてもう少し触れていただければと思います。それから高等学校の問題で言えば昼間定時制、夜間定
時制への志願状況が高まっているといった一節があったかと思いますが、これは一面では夜間定時制の
定員削減を進めてきたということと対応していると思います。特に夜間の定時制高校の場合には地域配
置が極めて重要で、つまり働いている子どもたちが行くわけですから職場から近いということが大切に
なるのですが、そういった問題を含めてこれまで削減してきた状況をもう一度見直すことがあってもい
いのではないかと考えています。

大阪府や神奈川県では既にそうした定員の見直しをされていると聞いています。特に高等学校を中退
しなければならぬ子どもたちがかなり出てきていますが、そうした子どもたちがもう一度やり直すの
にどういった第二、第三の手段があるのかというセーフティネットをしっかりと作っていくということが、
この貧困化に対応する、あるいはそれに立ち向かうための教育のあり方だと思います、その点がもう
少し充実していただけるとよいと思います。

3点目は、生涯学習の還元というフレーズが出てきたと思いますが、全国的な取組でもありますが一
般的には特に退職者、中高年の人の地域への還元という意味で使われることが多いのですが、今、生涯
学習あるいは社会教育で求められているのは、まちづくりであるとか自治体の運営に参画していく主体
として市民が育つかどうかということにかかっているのです。それが地域問題の解決でもあり先ほ
どの地域福祉の問題も勿論そうであるし、家庭・地域・学校の連携の問題もそこでコーディネーターを
担える人材が育つかどうか非常に重要で、生涯学習・社会教育はこうした地域の支え、街づくりの主
体を作っていく、そういう主体を作っていくことが第一の課題であろうと思います。そうした家庭・地
域・学校から子どもを育てていこうというベースに生涯学習を据えて欲しいと思っています。そうす
ると全体が生きてくると思います。

【座長】

ありがとうございました。一つは具体的にはどうなるのかイメージが掴みにくいという御発言ですが、
外国人の子どもが学校に行けないといったことはなかなかここでは触れられていませんが、議論はいろ
いろしてきました。定時制高校の問題もそうですね。アクションプランⅡということで今までやってき
たことも含めての計画ではありますが、今の御意見も踏まえながら最終的にはある程度の方向は出しな
がらということになると思っています。

【委員】

今までのアクションプランをベースにそれを発展させた計画という意味で、私としてはアクションプ
ランⅡという名称に賛成です。ただ、このプランは家庭を進めていくことを主体にするのか、学校が主

体となってやっていくのか、あるいは地域に任せていくのか、どこがイニシアティブをとっていきのかが分かりにくい部分があり、あまり学校が前に出てもまずい部分があるでしょうし、地域がやってくれるからいいと思っていたらなかなか進んでいかないとかいったこともあるので、そのあたりは県と市町村との連携も持ちながら進めていく必要があると思います。

今日お聞きしていて県が主体になってどんどん進めていくことがかなりありますね。それと市町村が請け負ってやっていかなければならないような内容のものもあります。それから指示がなくても市町村がこれを読んで、受け止めて県に協力していかなければならないアクションもあるわけで、そのあたりのことをいろいろな機会に説明していただきながら、連携を持っていくことが必要だと強く感じました。

では自分の町としてどういうことに協力していかなければならないのか、あるいは自らやっていかなければならないことを判断しながらやっていくものもあると思いますが、予算面がある程度確保されないと進めていけないようなものもありますので、そのあたりの裏づけが県の方からある程度の支援があるのか、市町村の方で独自に考えてやっていかなければならないことがあるのか、そのあたりの棲み分けが大事だと思います。一例をあげれば「あいち・出会いと体験の道場」は今まで知事部局で進められてきた事業ですが、一応区切りをつけ、この事業が教育委員会に主体が移ると聞いています。その後実際に市町村の方でやっていくのに、県からの支援がないと今までどおりにはやっていけない部分もあります。このあたりの情報を流していただけるとありがたいと思います。この活動は学校の先生方に聞いても、子どもたちにとってキャリア教育の部分で勤労観・職業観を身につけたりするのにとてもよいことですので、今後も続けていく必要があると思います。

先ほど出ました外国人児童生徒教育については、私の町でも外国人の児童生徒が多いので、一番これからやっていかなければならないことは、進学の問題です。特に定住を決めているという外国人の生徒にとっては、まず、高等学校を卒業しないと自立していくことが非常に難しい。中学校を卒業しただけでは働き口がないのが現実ですが、それが分かるのは中学3年生になって初めてということもあり、私の町では小学校のときに外国人児童生徒の保護者を集めて進路説明会をやっています。こういった現実を踏まえながら、このプランを見せていただいたときに、プレスクールへの取組とか日本語学習支援基金を活用しての日本語教室で学ぶことが出来るといったことは、県の支援があってできることなので、もしそれがなくなると町の方で資金を何とか確保しなければならぬという問題も出てきます。

このプランが出来上がったら具体的に説明する機会を設けていただいて、5年かけて継続していくものは継続し、新たに実現していくものは、新たにやっていくと市町村の方も協力してやっていかなければならないと感じました。

【座長】

ありがとうございました。

今、稲葉委員がおっしゃったように地域がいろいろ活動しているわけで、それを県レベルに上げて、またそれを地域に下ろすことが必要だと思います。県が一方的に、3年計画だと言って下ろすだけでなく、地域のものも拾い上げてそれぞれが責任を持って連携しながらやらないと教育は進んでいかないと、ということが根本にあると私は思っております。経費が切れたから終わりというのでは何にもならないわけで、その継続性ですね。いい案は次に拾い上げてやっていかないと家庭・地域・学校がそれぞれ責任を持っていけないと、私はそう見ていますが、そんなことでまとめようと思っておりますが、そのあたりは皆さんにも共通の認識をもっていただいているのではと思っております。いろいろと意見をいただければと思います。

【委員】

まず、4ページにあります目標4つ、目標1が、「幅広い県民の参加により道徳性・社会性・・・」とありますが、この「幅広い県民の参加により」という表現が、目標1にはありますが、目標2から4にはないですね。ここに注目しているのですが、もともとこのアクションプランは県民の幅広い参加を前提にしているはずなので、最初にその字句をつけておけば全体を修飾していると言えるかも知れませんが、少し気になりました。

先ほどから道徳性という言葉についてもご意見がありましたが、私も敢えて道徳性という言葉でなくてもいいのかなと思います。この一年間取り組んできたことを考えますと、まずは挨拶とマナーをきちんとさせようということで、そこからいかに発展させるかということですが、挨拶、マナーに限定してという当然県民の参加はしていただきたいが、まずは学校でやるべきことであるのかなと思っております。目標2、3については、学校教育が果たす役割が大きいのので幅広い県民の参加の言葉はなくてよいのかなと思いますが、「県民の幅広い参加」という言葉を敢えてつけるということについて、そこから発せられるメッセージをもう少し考えた方がいいのかも知れないということを思いました。

それから18ページの取組の方向の最初の「幼児・児童生徒が主体的にモラルやマナーの向上に取り組むとともに、・・・」とありますが、幼児・児童生徒が主体的に取り組むということに私は非常に違和感があります。そうであれば何も問題はないのですが、そうでないために私どもはいろいろ考えているわけで、最終的には主体的に取り組んでもらうわけですが、まずはやはり大人がきちんと教え込む必要があります。子どもたちはマナーを知らないがために、それが出来ていない。それが全てではないにしろそういう部分はある。自分自身を振り返ってみてもやはり大人に教えてもらって自分のマナーがある程度向上したと思っている。それは直接言葉で教えてもらわなくても大人の身振り、態度で子どもはそれを学んでいくという学び方だと思いますが、いずれにしても学ばなければ行動できないわけで、主体的にという表現はここでは問題ではないかなという気がしております。

それから32ページの「個に応じたきめ細かな指導の充実」で、「学習意欲の向上と確かな学力の育成」の一番初めにこれがある。私もこれは大賛成でありまして、学校に関して言えば、何はともあれ大勢の子どもを指導するわけですが、個に応じた細かな指導がなければいけないと思います。それをやれる環境づくりは、ここでは言葉に表現できないと思いますが、他のどの項目も関係してくると思いますが、如何に教員のゆとりを作ってあげるか、これがとても大事だと思います。もっと具体的に言えばデスクワークから如何に解放してあげるか、これが、今学校にとっても必要だと思っています。それが、もし一歩二歩前進できれば例えばいじめ、不登校の問題も少しずつ良くなっていくと私は信じています。

【座長】

はい、ありがとうございました。

幼児・児童生徒が主体的にモラルやマナーに取り組むという点については、やはり大人がモデルになり、指導するということになると思います。取り組めるように大人が教えることになりますね。

【教育次長】

まず、最初に目標の表現についてですが、教育に関する計画という性格から、どうしても学校教育という色彩が強くて、児童生徒の道徳性や社会性ということに重点が置かれやすいのですけれど、それだけではなくて、大人の背を見て子どもが育っているというところがあって、どちらかという大人も含

めてですよということで、このような言葉になっているということです。思いとしては、子どもだけではなく社会全体なのですよという意味合いがあり、社会としてのルールがあり、あらゆる年代の方々にもそのような認識が必要ですよとの思いから、そのように書いたということです。

それから、幼児・児童生徒という順番の記述に主体性ということができており、見た瞬間におかしいと思いますので、そのあたりも含めて検討させていただきたいと思います。

それから、先ほど、大澤委員からも話がありました「個に応じたきめ細かな指導の充実」の話ですが、おっしゃる趣旨は十分、分かっております。なかなか書きづらい話もございまして、要するに先生方が、生徒と向き合う時間を確保する必要があるということだと思いますが、先ほどは触れませんでした。少人数教育の話につきましては、国の方の動きがございまして、だから、それを待ってからということではなく、それに応じてということとは別にして、地域の中でよりきめ細かい地域の特殊性を踏まえて、対応していくことについては、課題として考えております。ただ、人事上の話とかそういったこともございまして、そこまでのことはなかなか書けないのかなということで考えておりますが、委員の皆様のお考えおられるところは重く受け止めているつもりではございます。そのあたりについて、計画の上でどのように記載していくかということについても考えていくということで、御容赦をいただきたい。

【座長】

はい、それでは、加藤委員をお願いします。

【委員】

瀬戸商工会議所の加藤でございます。

4点ほどございますが、時間もありませんので、完結に申し上げます。

1点目ですが、先程から何度か話が出ておりますが、全体的に視た所、総花的でありまして、県の特徴として何を示すのか、柱というものがわかりづらいという思いがあります。あと関連することなのですが、1回目の会議の資料6-1に「愛知県教育振興基本計画の考え方」というところの(3)に「計画の構成と対象範囲」という項目がありまして、簡単に言いますと10年程度先をも見据え、今後5年間に重点的に取り組む計画を決めるとのことだと思うのですが、今回示されたものと10年後にどのようなビジョンがあるのか、10年後どのような夢があるのかということ、柱となる部分、10年後どのようなになったらよいのかということが、分かりづらいと感じました。

次に2点目に子どもたちに様々な多様な体験を与えるきっかけになって欲しいということで、キャリア教育については、単なる職業教育だけではなくて、人づくりの根幹をなす、人生観や社会観を作るものではないかなと思っております。科目ではなく、いろんな科目の総合体なのかなと思っております。

3つ目ですが、前回の会議でも出ましたが、市民とか一般の親の参画についてですが、行政がいかにかコミットしていくかという手法と、市民が公にコミットしてもらおうと、どう関わっていけるかという方策が一つポイントになってくるのかなと思います。そういう点では、一例ではありますが、大村先生がおっしゃった生涯学習の成果を学校現場で発揮していただいたり、仕事で学んだことを学校現場で発揮していただいたりとかがポイントになってくるのかなと、そのためには、ここにも書かれていますが、コーディネーターさんの充実だったり、育成だったり、活動の支援というものがポイントになってくるのではないかなと思います。

最後の4点目ですが、こちらは、岡本委員さんからも話があったのですが、やはり、いろんな

地域で行われている先進的なベストプラクティスがございます。それをここに盛り込むことが適切かは分かりませんが、いかに他の人に伝えていくとか、他の人が考えていることを愛知県さんとして応援していけるかということ、そのようなお互いの対等な視線での連携が大切になってくるのではないかという事を思います。以上です。

【座長】

はい、時間もなくなってきましたが、第2部会を進めていただいている今川委員さんお願いします。

【委員】

松下企画室長さんから、説明をいただきましたが、本当に多様な意見が出されました。検討会議では全体の広い視点からの意見になりますが、部会では個々の項目になりますと、本当にたくさんの多様な意見が出ております。それらを事務局の方々がまとめ上げられて、一つのまとまった方向に持っていくということは、本当に大変なことで御苦労であったと申し上げるとともに、やはりアクションプランということですので、実践的に何が出来るかということは、重要なことになります。部会の中で最初に具体的な内容が示され、愛知県の特色が出るのではないかとそのような思いで司会をさせていただいておりました。その際に必ず、毎回ですけれど、「家庭・地域・学校が主体性を持った取組と連携の強化」というこの視点とそれから、「すべてのライフステージで切れ目のない学びが可能となる環境づくり」、さらに最後に「県・市町村の役割分担を踏まえた連携」を毎回踏まえて、皆様に御意見をいただくように検討を進めました。今後、具体的な施策の中でこれから検討して出していかなければと思っております。例えば、子どもは「社会の宝」として、地域で子育てを担う意味で、子育てネットワークさんの育成という事業が立ち上がっておりますが、これも県からのモデル事業で市町村へ移譲され、市町村が実施するということになっています。モデル事業を市町村に移譲するだけでなく、市町村でやることと基本的に県がある程度、やっていかなければならない大切なこと、その辺の区分けをきちんと示していくことが市町村にとっては、一番有り難いと思ってまいりました。

もう一点、最後に一つだけですが、生涯学習の視点で何らかの形でまちづくりまで担うような社会教育、生涯学習づくりというものがあまして、出来ることなら若い青少年が、まさに将来地域を担っていくまちづくりの主体となるようなものが出来上がればと、加藤委員さんもそのような思いで商工会議所を中心として活動を担ってみえると思いますし、青少年を含めた地域づくりが出来れば、本来の青少年教育を実践することになると思われます。新成人の集いを例にとりますと、成人式のセレモニーの後に中学校を拠点として集いを新成人だけで企画していますが、なかなか良い人材がいましたが、これらの青少年を地域づくりに結びつけた活動としていくにはどのように展開するかといいますと非常に難しい問題がありまして、だから今後、新しい視点で、青少年教育の参画を含めた企画が立ち上がることを祈っております。

【委員】

今、副座長さんもおっしゃったのですが、県の役割、市町村の役割といったときにどうしてもはっきりしないことがあります。なかなか、はっきりさせようとするもの難しいかもしれませんが、そこで、全体をみると、特に小中学校、設置者が市町村のところにはかなり遠慮があるのかな、あるいは私立学校には遠慮があるのかなという感じがしてなりません。愛知の教育と言っているわけですから、あまり踏み込むようなことはできないにしても、はっきり言ってもいいのかなと思います。例えば 33 ペ

ージに「(2)魅力ある県立学校づくり」と県立学校に特定しているわけですが、私としてはこの記載は、「魅力ある学校づくり」としていただきたいと感じました。小学校、中学校、高等学校、そして高等学校については私学も含めて、ぐらゐの広さが計画にもあって良いのではないかと思います。小学校ですと義務教育ですよ。文科省が言っていますが、コミュニティスクールをどのようにしていくのか、特に市町村では適正規模、適正配置の問題が出てきております。適正規模、適正配置の問題について、県としてはどのように支援していくのか、市町村任せだけなのか。あるいは瀬戸市で言うと瀬戸市立の養護学校を設置したわけですが、養護学校を市単位でやろうという意見が市の方にもあります。そうすると市町村立の養護学校への支援のあり方とかですね。あるいは、小中の一環の問題、小中連携という問題がありますが、それらの支援の考え方、それから学級編制の問題とか、市町村が抱えている課題は、本当に多いのです。それに対して、県としてどう支援していくのかというようなことが、ここで魅力ある学校づくりとすれば、巻き込めるのかな。しかも一番が、「個に応じたきめ細かな指導の充実」が一番になっていますが、これを二番にまわしてでも「魅力ある学校づくり」を一番にしても良いのではないかなというぐらゐの感想があります。義務教育の方にも遠慮なく踏み込んでいただいた方が良いのではないかと思います。以上です。

【座長】

はい、分かりました。

県の役割と市町村の役割と少し違いますが、先程、私が申し上げましたようにこの仕事をやりながら、私は30年間悩んだのは、個性化教育と集団教育ということについてです。つまり、集団の中でいかに個を活かしていくかということが、日本の教育であり、外国とは異なることです。学校が豊かになってこれば、個々も豊かに好転していくこともありますから、そういう点では、学校を運営する人たちが、自分たちで学校を作っていく、その気持ちや、また子どもたちもそれに供応していただけることもあります。今回、この会議が始まったときに学校だけのことをいうのではなく、地域やいろんなところが協力しないと学校だけに負担がかかってはいけないというところから議論に入っています。そういう面で県がどのように支援していくか、それぞれの地域、学校がやっていることをうまく県が掬い上げていくか、そこを考えていかないとうまくこの計画が行かないと思っております。そのような期待をこめて、部会も進めてきたと思っております。

それぞれ、まだ、意見があろうかと思うのですが、時間があれば出していただければと思うのですが。最初、言いましたように後日でも結構ですので、出来るだけ意見をいただければ。いただいた意見を反映できる場所は、反映させていきたいと思っております。多くの方の意見を出していこうと思っておりますので、ぜひ、協力をお願いしたいと思います。時間の中でということもございますので、これについてはまとめさせていただきます。議題の2、その他ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】

どうもありがとうございました。それでは資料3と資料4について、少し説明させていただきます。先ず資料3でございますが、今後の予定でございます。本日お示しさせていただいた素案の修正作業を、いただいたご意見などを加味して進めさせていただいて、できれば11月中に素案として公表して、パブリックコメントによる県民の意見を伺ってまいりたいと考えております。

その後、最終回でございますが第4回の検討会議を1月中に開催したいと考えております。また、追って日程は調整させていただきますが、その会議にはパブリックコメントで寄せられた意見等も踏まえ

まして最終案をお示しさせていただけたらと考えております。

それから資料4でございますが、今日はお時間がなくて全ての意見を述べていただけなかったかと思っておりますので、恐縮ですがお帰りになった後お気づきの点がありましたら、このペーパーでなくても結構ですので FAX でもメールでもお寄せいただければと思います。以上でございます。

【座長】

スケジュールまで、説明いただきましたが、何か御質問があればいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、本日、議事を総て終了させていただきます。これで事務局にお返しいたします。

【事務局】

どうも、有り難うございました。

それでは、会議を終えるに当たりまして、加藤次長から、御挨拶を申し上げます。

【教育次長】

では会議を終えるにあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は素案につきまして活発に御議論いただきました。それぞれのお立場から様々に御意見をいただきまことにありがとうございました。

行政が作る計画の性格もありまして、いろいろと思いはあってもはっきりと言えないところもございます。いただいた御意見はしっかりと受けとめ最終案に盛り込んでいきたいと考えております。私も今回初めてこの会議に参加させていただきましたが、大変貴重な御意見を数多く聞かせていただきました。

なお、短い時間の中で十分御発言いただけなかった点もあろうかと思っております。後日事務局まで御意見をお送りいただければと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。次回が4回目ということで最終の会議になる予定でございます。それに向けましてよりいい形で最終案をまとめてまいりたいと考えておりますので引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。本日は本当に長時間に亘り御審議を賜りありがとうございました。

【事務局】

それでは、以上をもちまして、第3回の検討会議を終了させていただきます。